



## 企業立地促進助成制度

### □助成対象

製造業、物流業、卸売業、小売業(ただし立地する事業所は製造工場など)、  
情報技術・研究開発型企业、特定集積産業

### □助成概要

概要	「 <b>工</b> 業団地」に 立地する場合	「 <b>民</b> 有地」に 立地する場合
用地取得助成金	用地取得費の <b>40%</b>	用地取得費の <b>30%</b> (上限7,000万円)
雇用奨励助成金	新規地元常用雇用者1人につき <b>20万円</b> × <b>3年間</b>	
転入支援助成金	本市に転入する常用雇用者1人につき <b>20万円</b>	
操業奨励助成金	固定資産税 <b>相当額</b> × <b>3年間</b> (上限1,000万円/年)	—

### 特定集積産業

### 医療・健康、ロボット・航空、農産物加工関連

#### 概要

「**工**業団地」に  
立地する場合

「**民**有地」に  
立地する場合

用地取得助成金

用地取得費の**60%**

用地取得費の**40%**  
(上限1億円)

「**工**」**民**雇用奨励助成金・「**工**」操業奨励助成金は、対象期間を**5年間**に延長  
※転入支援助成金(本市転入常用雇用者1人20万円)もあり!



インターチェンジ直結の工業団地で  
大規模区画の公募中!

福島市 商工観光部 企業立地課

〒960-8601 福島市五老内町3-1

電話 **024-525-3723** (直通)

# 福島市 企業立地促進助成制度概要

交付要件	助成金の種類	製造業、物流業等、 情報技術・研究開発 型企業	特定集積産業 (医療・健康、 ロボット・航空、 農産物加工関連)
<b>【福島市が分譲販売する 工業団地に立地する場合】</b>  (1)操業開始日において、用地取得面積に応じて新規地元常用雇用者及び本市転入常用雇用者の合計人数が以下の通りであること。 ①5,000㎡未満の場合…1人以上 ②5,000㎡以上15,000㎡未満の場合…2人以上 ③15,000㎡以上の場合…3人以上  (2)投下固定資産総額が1億5,000万円（中小企業者は3,000万円）以上であること。  (3)用地取得後3年以内に操業を開始すること。  (4)当初計画した事業を10年以上継続すること。	用地取得助成金	用地取得費の 40%以内の額	用地取得費の 60%以内の額
	操業奨励助成金	固定資産税相当額 (上限1,000万円/年) 対象期間:3年間	固定資産税相当額 (上限1,000万円/年) 対象期間:5年間
	雇用奨励助成金	新規地元常用雇用者 1人につき20万円/年 対象期間:3年間	新規地元常用雇用者 1人につき20万円/年 対象期間:5年間
	転入支援助成金	本市に転入する常用雇用者 1人につき20万円×1回	
<b>【民有地に立地する場合】</b>  (1)操業開始日において、用地取得面積に応じて新規地元常用雇用者及び本市転入常用雇用者の合計人数が以下の通りであること。 ①5,000㎡未満の場合…1人以上 ②5,000㎡以上15,000㎡未満の場合…2人以上 ③15,000㎡以上の場合…3人以上  (2)都市計画区域の準工業地域、工業地域、工業専用地域又は都市計画区域外に立地すること。ただし、特定流通業務施設、研究開発機能、本社機能の設置にあつては区域の制限なし。  (3)投下固定資産総額が1億5,000万円（中小企業者は3,000万円）以上であること。  (4)用地取得後3年以内に操業を開始すること。  (5)当初計画した事業を10年以上継続すること。	用地取得助成金	用地取得費※の 30%以内の額 (上限7,000万円) ※契約額か実勢価格の いずれか低い額	用地取得費※の 40%以内の額 (上限1億円) ※契約額か実勢価格の いずれか低い額
	雇用奨励助成金	新規地元常用雇用者 1人につき20万円/年 対象期間:3年間	新規地元常用雇用者 1人につき20万円/年 対象期間:5年間
	転入支援助成金	本市に転入する常用雇用者 1人につき20万円×1回	
	<b>土地売買契約前の事前協議が必要です</b>		

## 助成金申請から交付までの流れ

### ① 申請

・土地売買契約前に所定の交付申請書と添付書類を提出してください。

### ② 審査

(1)審議会での承認  
(2)市議会での予算議決(6月、9月、12月、3月)

### ③ 交付決定

・予算議決後、交付決定額を通知します。

### ④ 実績報告

・交付決定通知後、補助事業の成果報告書を提出してください。

### ⑤ 助成金交付